

青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(平成二十五年条例第九号)の一部改正【第七条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第六十七条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(管理者)</p> <p>第六十七条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第七十五条 [略]</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 次条において準用する第五十二条の十三第二項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>五 第七十八条第九号の規定による身</u></p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第七十五条 [略]</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 次条において準用する第五十二条の十三第二項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>六 次条において準用する第五十三条の三の<u>規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>七 次条において準用する第五十六条の八第二項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>八 次条において準用する第五十六条の十第二項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第七十八条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第六十五条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>八 <u>指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p>九 前号の体的拘束等を行う場合に</p>	<p>五 次条において準用する第五十三条の三に<u>規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する第五十六条の八第二項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第五十六条の十第二項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第七十八条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第六十五条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>十一～十五 [略]</p> <p>十六 前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更については、第一号から<u>第十四号</u>までの規定を準用すること。</p> <p>十七 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第二号から第六号まで、<u>第九号及び第十二号から前号まで</u>の規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができるものであること。</p> <p>2 [略]</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第八十一条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第一百五十一条の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、青森市介護老人保健施設の人員、施</u></p>	<p>八～十三 [略]</p> <p>十四 前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更については、第一号から<u>第十二号</u>までの規定を準用すること。</p> <p>十五 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第二号から第六号まで<u>及び第十号から第十四号まで</u>の規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができるものであること。</p> <p>2 [略]</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第八十一条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第十三号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第四条又は青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年青森市条例第三号。以下「介護医療院基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p><b>4</b> 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第八十二条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（<u>指定居宅サービス等基準条例第八十一条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第八十二条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p>	<p><b>3</b> 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第八十二条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（<u>同条例</u> _____ 第八十一条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>同条例第八十二条第一項</u> _____ に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<u>第一項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p>第八十五条 [略]</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第五十二条の十三第二項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><b>三 <u>第八十八条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></b></p> <p>四 次条において準用する第五十三条の三<u>の規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第五十六条の八第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第五十六条の十第二項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第八十五条 [略]</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第五十二条の十三第二項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>[追加]</p> <p>三 次条において準用する第五十三条の三<u>に規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第五十六条の八第二項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第五十六条の十第二項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p>

改正後	改正前
<p>第八十八条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第八十条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p><b>五</b> <u>医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。</u></p> <p><b>六</b> [略]</p> <p><b>七</b> 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（<b>第百十九条第一項</b>に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハ</p>	<p>第八十八条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第八十条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><b>五</b> [略]</p> <p><b>六</b> 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（<b>第百十七条第一項</b>に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハ</p>

改正後	改正前
<p>ビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、<u>第百二十七条</u>第一項第二号から<u>第六号</u>までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができるものであること。</p> <p><u>八・九</u> [略]</p> <p><u>十 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p><u>十二～十六</u> [略]</p> <p><u>十七 前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更については、第一号から第十五号までの規定を準用すること。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第九十四条 [略]</p>	<p>ビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、<u>第百二十七条</u>第一項第二号から<u>第五号</u>までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができるものであること。</p> <p><u>七・八</u> [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p><u>九～十三</u> [略]</p> <p><u>十四 前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更については、第一号から第十二号までの規定を準用すること。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第九十四条 [略]</p>

改正後	改正前
<p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 次条において準用する第五十二条の十三第二項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><b>二 <u>第九十七条第一項第四号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></b></p> <p>三 次条において準用する第五十三条の三の<u>規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第五十六条の八第二項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第五十六条の十第二項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第九十七条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次</p>	<p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 次条において準用する第五十二条の十三第二項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>[追加]</p> <p>二 次条において準用する第五十三条の三に<u>規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>三 次条において準用する第五十六条の八第二項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>四 次条において準用する第五十六条の十第二項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第九十七条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次</p>

改正後	改正前
<p>に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p><u>三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>五 第二号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。</p> <p>六～八 [略]</p> <p>2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p><u>三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p>	<p>に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。</p> <p>四～六 [略]</p> <p>2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><b>五 <u>第二号</u></b>に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないものであること(サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言の内容を記載した文書の交付等により行うこと。)</p> <p><b>六～八</b> [略]</p> <p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p><b>三 <u>指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></b></p> <p><b>四 <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></b></p> <p><b>五・六</b> [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p><b>三 <u>前号</u></b>に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないものであること(サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言の内容を記載した文書の交付等により行うこと。)</p> <p><b>四～六</b> [略]</p> <p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p><b>三・四</b> [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(従業者の員数)</p>

改正後	改正前
<p>第百十九条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><b>4 指定介護予防通所リハビリテーション</b>  <u>事業者が法第百十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第四条又は介護医療院基準条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p><b>5</b> 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第百三十八条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第百三十七条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百三十八条第一項から<b>第四項</b>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<b>前各項</b>に規定する基準を満た</p>	<p>第百十九条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><b>4</b> 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第百三十八条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第百三十七条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百三十八条第一項から<b>第三項</b>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<b>前三項</b>に規定する基準を満た</p>

改正後	改正前
<p>しているものとみなすことができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百二十四条 [略]</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第五十二条の十三第二項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><b>三 <u>第二百二十七条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></b></p> <p><b>四 次条において準用する第五十三条の三の規定による</b>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p><b>五 次条において準用する第五十六条の八第二項の規定による</b>苦情の内容等の記録</p> <p><b>六 次条において準用する第五十六条の十第二項の規定による</b>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p>	<p>しているものとみなすことができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百二十四条 [略]</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第五十二条の十三第二項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>[追加]</p> <p><b>三 次条において準用する第五十三条の三に規定する</b>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p><b>四 次条において準用する第五十六条の八第二項に規定する</b>苦情の内容等の記録</p> <p><b>五 次条において準用する第五十六条の十第二項に規定する</b>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p>

改正後	改正前
<p>(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第二百二十七条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第百十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p><b>五</b> <u>医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。</u></p> <p><b>六</b> [略]</p> <p><b>七</b> 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予</p>	<p>(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第二百二十七条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第百十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><b>五</b> [略]</p> <p><b>六</b> 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予</p>

改正後	改正前
<p>防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十八条第一項第二号から<b>第六号</b>までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができるものであること。</p> <p><b>八・九</b> [略]</p> <p><b>十</b> <u>指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><b>十一</b> <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p><b>十二～十五</b> [略]</p> <p><b>十六</b> 前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更については、第一号から<b>第十四号</b>までの規定を準用すること。</p> <p>2 [略]</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第七十六条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 介護老人保健施設である指定介護予</p>	<p>防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十八条第一項第二号から<b>第五号</b>までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができるものであること。</p> <p><b>七・八</b> [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p><b>九～十二</b> [略]</p> <p><b>十三</b> 前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更については、第一号から<b>第十一号</b>までの規定を準用すること。</p> <p>2 [略]</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第七十六条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 介護老人保健施設である指定介護予</p>

改正後	改正前
<p>防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（<u>介護老人保健施設基準条例</u>）</p> <hr/> <p>第四十四条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有するものであること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（<u>介護医療院基準条例</u>）</p> <hr/> <p>第四十四条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百九十三条及び第百九十七条において同じ。）に関するものを除く。）を有すること。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（<u>青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例</u>（平成二十五年青森市条例第十三号））</p> <hr/> <p>第四十四条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有するものであること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（<u>青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例</u>（平成三十年青森市条例第三号））</p> <hr/> <p>第四十四条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百九十三条及び第百九十七条において同じ。）に関するものを除く。）を有すること。</p> <p>2・3 [略]</p>